

認定料等細則

(目的)

第1条 この細則は、耐火・耐熱電線認定業務に関する基本規程第17条の認定料等を定める。

(認定料等)

第2条 耐火・耐熱電線の認定に係る料金及び納付時期は、別表1（耐火バスダクトを除く。）及び別表2（耐火バスダクト）の通りとする。

(旅費等)

第3条 センターの役職員が製品試験のため申請者が指定する場所へ出張したとき又は品質に関する審査若しくは立ち入り検査のため申請者若しくは認定取得者の工場若しくは事業場に出張したときは、第2条が定める料金に加えて、申請者又は認定取得者は、センターの旅費規則が定める旅費（交通費及び日当宿泊費）をセンターからの請求書を受領後速やかに納付しなければならない。

(収納料金の返納)

第4条 センターは、次の表の左欄に掲げる場合には、同欄の区分に応じて、それぞれ右欄に定める金額を申請者又は認定取得者に返納しなければならない。

区分	返納金額
誤って過剰な料金を収納したとき	超過金額
センターの都合で型式認定ができなくなったとき	全額
製品試験に着手する前に申請の取り下げがあったとき	製品試験料の全額
現地試験に着手する前に申請の取り下げがあったとき	現地試験料の全額
品質管理に係る審査のための現地調査に着手する前に申請の取り下げがあったとき	現地調査料の全額

2. センターは、前項に規定する場合を除き一旦納付された料金は返納しないものとする。

附則(平成22年11月1日)

1. この細則は、平成22年11月1日より施行する。
2. 耐火バスダクト認定料等細則（JDD04104）は、廃止する。

附則(平成23年4月1日)

1. この細則は、平成23年4月1日より施行する。
（「旅費規程」を「旅費規則」に変更）

附則(2020年10月20日)

1. この細則は、2020年10月20日より施行する。
（別表2の注2について、「センター職員が実施する場合のみ」を「センター職員が立ち会いのものと実施する場合のみ」に変更）

附則(2021年10月18日)

1. この細則は、2021年10月18日より施行する。

別表1について、低圧耐火ケーブル(60V用)の料金を追加した。

附則(2025年1月23日)

1. この細則は、2025年1月23日より施行する。

別表2の製品試験料について、絶縁物の耐過熱性能及び耐着火性能試験を追加した料金に変更した。

別表1 (第2条関係)

耐火・耐熱電線認定料金表 (耐火バスダクトを除く。)

(単位：円、消費税を除く。)

項目	種類		高難燃/ フッ素 性能の 有無	電気用品安 全法の電気 用品への該 当性	料金	発煙濃度試 験及び燃焼 時発生ガス 試験成績書 提出控除(注 2)	電気用品 安全法特 定電気用 品適合性 検査証等 提出控除 (注3)	納付時期		
型式認定申請料 (新規・更新)					23,000					
製品試験料	耐熱電線		無	電気用品外	140,000			申請受付後に センターが発 行する請求書 の受領後速や かに		
			有	電気用品外	236,000	72,000				
	低圧耐火ケー ブル(60V用)	露出用	無	電気用品外	154,000					
			有	電気用品外	251,000	72,000				
		電線管用	無	電気用品外	171,000					
			有	電気用品外	268,000	72,000				
	低圧耐火 ケーブル (600V用)	小型加熱炉	露出用	無	電気用品	173,000			48,000	
				有	電気用品外	154,000				
			電線管用	無	電気用品	269,000	72,000		48,000	
				有	電気用品外	251,000	72,000			
		大型加熱炉	露出用	無	電気用品	190,000			48,000	
				有	電気用品外	171,000				
			電線管用	無	電気用品	286,000	72,000		48,000	
				有	電気用品外	268,000	72,000			
	高圧耐火 ケーブル	小型加熱炉	露出用	無	電気用品外	163,000				
				有	電気用品外	259,000	72,000			
			電線管用	無	電気用品外	185,000				
				有	電気用品外	281,000	72,000			
		大型加熱炉	露出用	無	電気用品外	179,000				
				有	電気用品外	275,000	72,000			
			電線管用	無	電気用品外	193,000				
				有	電気用品外	289,000	72,000			
	現地調査料 (注4)					39,000/日 /人				
	軽補正申請料					11,000				
年間認定維持料					51,000			各年度毎にセ ンターが発 行する請求書 の受領後速や かに		

注1) 料金は1型式当たりの金額を示す。

注2) 申請書にセンターが発行した申請に係る製品の絶縁体又はシース材料の発煙濃度試験及び燃焼時発生ガス試験の試験成績書(写)を添付し、これに係る製品試験の省略を希望する場合には、料金からこの欄の金額を控除する。

注3) 申請書に電気用品安全法が定める特定電気用品適合性検査証明書(写)又は特定外電気用品の国への届出書(写)を添付し、これに係る一般性能試験の省略を希望する場合には、料金からこの欄の金額を控除する。

注4) 品質管理に係る審査のため現地調査を行う場合のみ。調査は原則として2人が1日で実施

別表2 (第2条関係)

耐火・耐熱電線認定料金表 (耐火バスダクト)

(単位：円、消費税を除く。)

項目	料金	納付時期
型式認定申請料 (新規・更新)	23,000	申請受付後にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
製品試験料	167,000	
現地試験料 (注2)	39,000/日/人	
現地調査料 (注3)	39,000/日/人	
認定証票発行手数料 (1枚につき)	2,000	
軽補正申請料	11,000	各年度毎にセンターが発行する請求書の受領後速やかに
年間認定維持料	51,000	

注1) 料金は1型式当たりの金額を示す。

注2) 一般性能試験 (絶縁抵抗試験・商用周波数耐電圧試験・絶縁物の耐過熱性能及び耐着火性能試験を除く。)を申請者又は申請者の指定する設備を用いてセンター職員が立ち会いのもと実施する場合のみ。試験は原則として1人で実施

注3) 品質管理に係る審査のため現地調査を行う場合のみ。調査は原則として2人が1日で実施